令和８年（フ）第２５９号
福島県郡山市開成六丁目352番地　開成ビレッチ503号
債務者　佐藤　英子
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第９５号
千葉県茂原市六田台60番地
債務者　平石　淳一
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第３０４号
石川県かほく市学園台５丁目29番地　サテライト芙蓉、従前の住所石川県かほく市長柄町ソ55番地94
債務者　南　　吉榮
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７３号
石川県能美市寺井町れ146番地１　アンバサダ・204号、従前の住所石川県白山市倉光一丁目222番地
債務者　井元梨々花
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
金沢地方裁判所小松支部

令和８年（フ）第７８号
石川県能美市大浜町マ79番地１　市営根上はまなす住宅・205号
債務者　白井　真紀
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
金沢地方裁判所小松支部

令和８年（フ）第７９号
石川県加賀市新保町ヲ42番地１
債務者　坂下　弥生
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
金沢地方裁判所小松支部

令和８年（フ）第５６号
福井県敦賀市野神15号３番地の12
債務者　澤田　梨乃（旧姓中田）
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福井地方裁判所敦賀支部

令和８年（フ）第１０２号
愛媛県四国中央市川之江町2962番地５　大門ハイツ105号
債務者　宮内　秀幸
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
松山地方裁判所西条支部

令和８年（フ）第１０９号
佐賀県伊万里市新天町715番地１　ビレッジハウス伊万里３号棟501号室
債務者　松熊まり子
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第１１０号
佐賀県伊万里市東山代町大久保4171番地
債務者　松本　みよ
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第８１号
熊本県玉名市岩崎604番地　ドリーム・ビュー・ヒルズ105号
債務者　井上　幹英
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
熊本地方裁判所玉名支部

令和８年（フ）第１１２号
栃木県栃木市岩舟町下津原224番地３メゾンローズ110、前住所栃木県栃木市岩舟町静5162番地１グリシーヌＡ201
債務者　金本　浩子
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第１３２号
栃木県栃木市沼和田町３番１号　ビレッジハウス沼和田２号棟301号室
債務者　小久保　一
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第９０８号
京都市右京区太秦皆正寺町12番地　ラ　プロスペリテ太秦202
債務者　橘　　将太
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９９２号
京都市伏見区桃山与五郎町１番地の476
債務者　河田　浩美
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１０１９号
京都市右京区西院巽町９番地　アーバンハイツ408
債務者　坂田恵美子（旧姓　青木）
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１０３９号
京都府長岡京市長岡２丁目22番27号　グランドール長岡京　301
債務者　西村　眞一
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係